

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	産業振興部
監査の種類	平成30年度 定期監査（30監第21号 平成30年7月20日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成30年10月4日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 特定事項 支出事務において、一般会計から支出すべき費用を、特別会計から支出している例が認められた。	平成30年 10月4日
2 収入事務 いわき産業創造館施設・設備使用料に係る収入事務において、口座振込により受領した使用料について、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。	平成30年 10月4日
3 支出事務（その1） 支出事務において、嘱託職員の時間外勤務手当の算出に誤りのある例が認められた。	平成30年 10月4日
4 支出事務（その2） 交際費に係る支出事務において、前渡資金を受領する以前に支払いをしている例が認められた。	平成30年 10月4日
5 支出事務（その3） 交際費に係る支出事務において、支出額の算出に誤りがある例が認められた。	平成30年 10月4日
6 契約事務 契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。	平成30年 10月4日
意見又は要望とする事項	
1 特定事項（ふるさといわき就労支援事業に関する取組みについて）	平成30年 10月4日
2 収入事務（光熱水費の負担のあり方の検討について）	未措置

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 特定事項</p> <p>支出事務において、一般会計から支出すべき費用を、特別会計から支出している例が認められた。</p> <p>※ 平成30年3月31日付の燃料費に係る支出負担行為兼支出命令書において、一般会計で支出すべき燃料費4,259円を、競輪事業特別会計から支出していた。</p> <p style="text-align: center;">(公営競技事務所)</p> <p>2 収入事務</p> <p>いわき産業創造館施設・設備使用料に係る収入事務において、口座振込により受領した使用料について、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。</p> <p>※ いわき産業創造館施設・設備使用料については、「いわき産業創造館使用料徴収及び収納事務委託契約書」に基づき使用料の徴収及び収納に関する事務を指定管理者が行っているが、平成29年5月22日(月)に指定管理者口座への振込により納入された使用料については、同契約書第5条第2項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月23日(火)までに払い込まなければならないところ、同月24日(水)に払い込まれていた。</p> <p style="text-align: center;">(産業創出課)</p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>部内他課の公用車に係る燃料費について、予算措置している一般会計の予算残額に不足が生じ、当事務所で当該公用車を借用した経緯があることから、3月分の燃料費について、競輪事業特別会計から支出したものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>是正策について関係課と相談しましたが、平成29年度の出納閉鎖後のため特別会計から一般会計への支出更正ができませんでした。</p> <p>今後は、一般会計と特別会計を明確に区分し適正な支出事務を行うよう、課内のチェック体制の強化を図って参ります。</p> <p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>口座振込により受領した使用料の入金確認は、一日に一度(14:30頃)、金融機関の窓口において、現金受領した使用料の納入とともに行っていました。</p> <p>今回、口座への入金の確認時間(14:30)以降にあったことから、払込遅延が発生したものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>指定管理者においてネットバンクサービスを活用することとし、午前中に前日分の振込みを確認の上、振込があった場合は、当日の午後に払込みをするよう事務処理を見直しました。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>3 支出事務（その1）</p> <p>支出事務において、嘱託職員の時間外勤務手当の算出に誤りのある例が認められた。</p> <p>※ 嘱託職員に係る8時30分から17時15分までの時間外勤務において、休憩時間を付与しているにもかかわらず、休憩時間を控除せずに8時間45分の時間外勤務に対する手当が支給されていた。</p> <p>また、1か月の時間外勤務時間が60時間を超えているにもかかわらず、超えた分の時間外勤務時間についても125/100の率で支給されていた。</p> <p style="text-align: right;">（公営競技事務所）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>嘱託職員に係る8時30分から18時30分までの時間外勤務（命令時間10時間、うち休憩1時間15分）において、超過勤務命令簿に8時30分から17時15分まで勤務と誤って記載したものです。</p> <p>また、1か月の時間外勤務時間が60時間を超えた場合の時間外勤務手当の支給率について、150/100とすべきところ、関係条例改正前の125/100を適用していたものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>嘱託職員の時間外勤務については、超過勤務命令簿の記載に誤りがないよう、チェック体制の強化に努めて参ります。</p> <p>また、1か月あたり60時間を超えた時間外勤務手当については、支給率を150/100として再計算し11月中の追給を予定しています。</p> <p>なお、今後は関係例規等を確認し適切な事務執行に努めて参ります。</p>
<p>4 支出事務（その2）</p> <p>交際費に係る支出事務において、前渡資金を受領する以前に支払いをしている例が認められた。</p> <p>※ 公営競技事務所長交際費に係る「平成28・29・30年度特別競輪等開催施行者による情報交換会の懇親会」会費の領収書日付が4月24日であるのに対し、資金前渡口座からの支出は4月27日に行われており、職員による一時立替払が認められた。</p> <p style="text-align: right;">（公営競技事務所）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>本件は課内における職員相互の事務連絡及び確認不足により、当該交際費支出基準に基づく懇親会費の前渡が間に合わず、職員の一時的立替払となってしまったものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今後は、同様の誤りが生じることがないように、課内の事務連携及びチェック体制の徹底を図り、適切な事務執行に努めて参ります。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>5 支出事務（その3）</p> <p>交際費に係る支出事務において、支出額の算出に誤りがある例が認められた。</p> <p>※ 「いわき市公営競技事務所長交際費支出基準」では、懇談会費の支出について、「宿泊料が別途支給される場合は会費相当額から2,000円を減じて得た額」と定めているが、宿泊料が支給されない日帰り出張において減額していた。</p> <p style="text-align: center;">（公営競技事務所）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>本件は交際費支出事務担当者、出張者及び旅費事務担当者の3者間の確認不足により、実際は日帰り出張であるが、宿泊付きの出張であると誤認してしまい、当該交際費支出基準に基づき懇親会費を2,000円減じて支出してしまったものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>指摘後、会計室と今後の処理について協議し、その結果、交際費支出起票の摘要欄に「過年度支出」と記載した上で平成30年度の交際費において処理すべきとの確認を得られたことから、速やかに平成30年7月分交際費から減額分を支出し当事者へ追給いたしました。</p> <p>なお今後は、同様の誤りが生じることがないように、出張者及び旅費事務担当者への確認の徹底や、事務処理における課内チェック体制の強化を図りながら、適切な事務執行に努めて参ります。</p>
<p>6 契約事務</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 好間浄水場管理事務所制御室エアコン室外機修繕に係る契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>資料作成時、決裁時に、契約事務における留意事項について十分に確認する体制がとれていなかったためです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今後、契約事務においては、担当者は「役務的業務委託に関する契約事務の指針」や「随意契約に関する事務執行のための指針」、「いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱」などの内容を十分に把握した上で、契約書の記載項目には、暴力団等の排除に関する記載を盛り込むとともに、契約執行</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>等の必要な措置」が講じられていなかった。</p> <p>なお、次の契約についても、同様の例が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・好間浄水場管理事務所制御室エアコン修繕 <p style="text-align: center;">(工業・港湾課)</p>	<p>伺決裁時には上記指針・要綱を添付するなどチェック体制を強化することといたしました。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>1 特定事項（ふるさといわき就労支援事業に関する取組みについて）</p> <p>ふるさといわき就労支援事業は、地域の産業を担う人材の確保を図るため、大学等の卒業予定者や一般求職者を対象として、就職ガイダンスの開催や合同企業説明会等、本市での就職促進に向けた取組みを行うものである。</p> <p>本事業は、少子高齢化や人口減少といった課題を踏まえ、まち・ひと・しごとを創生するための方策をまとめた「いわき創生総合戦略」において、若者をターゲットとしたU I J ターンの取組み等を行う「いわきで働きたくなるP J」の一部を構成している。目標達成の指標は、合同企業説明会参加者のU I J ターン就職率を2020年度までに15%としており、直近の平成28年度実績は20.3%となっている。</p> <p>一方、過去3年間の各事業への参加者数に目を向けると、合同企業説明会では平成27年度が263人、28年度が202人、29年度が208人であり、また、就職ガイダンス参加者のうち学生数は、平成27年度が86人、28年度が87人、29年度が59人といずれも減少傾向となっている。また、平成29年度の大学生等を対象とする「地元企業をよく知るための見学会」においては、申込者が少なかったことから日程の変更が行われており、合同企業説明会等では首都圏からの参加者を対象とする送迎バスの運行を中止するなど、事業内容の見直しも生じている。</p> <p>「いわき創生総合戦略」によると、本市は若い世代の首都圏等への人口流出が県内の類似都市と比較して顕著であり、事業参加者に占める内定者率もさることながら、各事業への参加者数、さらには就職者数の増加が重要であると考え。商業労政課においては、事業への参加者や受託者等を通</p>	<p>事業の実施にあたっては、対象者等のニーズを把握するなどして、各事業への参加者拡大を図るなど、より効果的な施策の運営が求められていることから、引き続き、効率的かつ効果的な事業展開を模索しながら、U I J ターン就職の促進に繋げていきます。</p> <p>なお、就職活動の動向を踏まえて、平成30年度の「就職ガイダンス」については、開催時期を従前の7月から6月に前倒して実施しました。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p data-bbox="212 264 790 394">じた的確なニーズの把握に努め、参加者拡大を図ることをはじめ、より効果的な施策を進めていくことを望むものである。</p> <p data-bbox="598 405 770 441">(商業労政課)</p>	